

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う東京都への緊急要望 ～都内経済への影響を最小限に抑えるために～

2020年3月10日
東京商工会議所

【感染拡大に伴い、広がる事業活動への影響】

- 日本商工会議所が行った調査（調査期間：2月12日～18日）では、新型コロナウイルスの感染拡大による経営への影響に関して、「影響が生じている（11.3%）」、「長期化すると影響が出る懸念がある（52.4%）」を合計すると、63.7%に達している。また、東京商工会議所（以下、当所）が行った調査（調査期間：2月20日～28日、3月19日公表予定）では、「影響が生じている」、「影響が出る懸念がある」を合計すると、実に75.1%に達している。その後の状況を鑑みれば、更に多くの企業で事業活動への影響が及んでいることが懸念される。
- 加えて、業種を問わず多くの中小企業から、インバウンドや日本人客の減少に伴う売上減少、サプライチェーンの停滞による仕入れや部材供給への影響、イベントや展示会の中止に伴う影響など、新型コロナウイルスの感染拡大による事業活動への影響に関して悲鳴にも近い「生の声」が聞かれている。
- 更に、東京都が2月中旬に実施した都内中小企業に対する緊急電話アンケートでは、「現在影響が出ている」と回答した企業が29.7%に上り、今後影響が出ると思うと回答した企業を合計すると、52.2%に達している。
- こうした状況を受け、当所では、政府・東京都の支援策を迅速かつ幅広く周知していることに加え、資金繰りに関する緊急相談会を実施するなど、中小企業の経営相談や雇用維持への支援に全力を挙げて取り組んでいるところである。

【影響を最小限に抑えるための支援策を】

- 今般の新型コロナウイルスの感染拡大に関しては、情勢が刻一刻と変化し、時間の経過とともに企業活動への打撃が甚大さを増していくことが懸念されるなど、都内経済のみならずわが国経済にとって未曾有の危機とも言うべき状況である。また、経営者にとって目の最大の不安は「先行きの見通しが立たない」ことである。
- こうした中、東京都は2月18日に補正予算案を編成するなど、感染拡大に伴う対策をスピーディーに打ち出しているが、都内経済への影響を最小限に抑えるために、緊急度や重要性が高い中小企業支援策を中心に、下記により要望する。
- なお、当所は東京都と引き続き緊密に連携しながら、今後も中小企業への影響を正確に把握し、適時適切な支援策をタイムリーに実施していく所存である。

記

1. 中小企業の資金繰り支援

- 新型コロナウイルスの感染拡大により事業活動に影響が出ている企業が増加していることから、中小企業の資金繰り対策を迅速に行っていくことは、目下の最重要かつ喫緊の課題である。
- こうした状況に対して、東京都は緊急融資制度(新型コロナウイルス感染症対応緊急融資)を創設し、3月6日から申込受付を開始したところである。東京都が信用保証料を全額補助する本融資制度は、都内金融機関や経済団体など各種団体と緊密に連携し、幅広く周知することで利用を促進するなど、都内中小企業の資金繰りを強力に支援されたい。また、手続きを迅速に行うことで融資決定までに要する期間の短縮化を図られたい。
- 加えて、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、急激な売上減少等により納税困難な中小企業に対して、法人事業税等の申告・納付等の期限の延長措置を講じられたい。

2. 特に甚大な影響を受けた産業に対する集中的な支援

- 宿泊・交通・旅行業などの観光産業や、小売業、飲食業・レジャー産業等のサービス業など、感染拡大により需要が大幅に減退した産業や、感染拡大防止を目的に中止・延期を余儀なくされた展示会・イベント産業など、多くの産業で事業活動に甚大な影響が出ている。
- こうした産業に対しては、資金繰り等の経営支援に万全を期すことはもとより、新型コロナウイルスの影響が収束した後に需要を喚起するための取組や風評被害を防止するための対策を講じるなど、集中的かつ重点的な支援を実施されたい。

3. テレワークの活用促進

- テレワークは感染症予防等の安全対策はもとより、風水害に伴う計画運休時など災害時の事業継続にも有効である。一方、東京都が昨年夏に実施した調査で、都内企業のテレワーク導入率は25.1%であり、従業員300人以上の企業では41.2%であるが、従業員30人～99人の企業では19.2%と企業規模が小さくなるにつれて導入率は低下する傾向にあることから、特に中小企業における活用の促進が課題になっている。
- したがって、テレワークの導入に関する東京都の中小企業向け助成制度を幅広く周知していくことで、中小企業における活用を促進していただきたい。
- なお、「助成金は有効だが後払いであり、入金にも時間がかかるので、スピーディーさに欠けると思う」といった「生の声」が聞かれることから、手続きを迅速に行うことで受給決定までに要する期間の短縮化を図られたい。加えて、申請書類は郵送または持参で受け付けているが、事務負担の更なる軽減と感染症拡大防止の両方の観点から、電子申請の導入を実現されたい。
- また、テレワークの導入に際してノウハウやセキュリティー面での不安を抱える中小企業に対しては、コンサルティング等のきめ細かな支援を講じるなど、東京がテレワーク導入のリーディングケースとなるよう、これまででない大胆な支援策を講じられたい。

4. 時差出勤、フレックスタイム制度など柔軟な働き方の導入促進

- 東京都はかねてから企業や鉄道事業者等と連携し、通勤ラッシュ回避のために通勤時間をずらす取組である「時差Biz」を実施している。この「時差Biz」は、鉄道の混雑緩和による快適な通勤の実現、朝方勤務やフレックスタイム制度の普及・定着等に有効なことから、参加企業数は1,500社を超えている。

- 「時差 Biz」はテレワークと同様に感染症予防等の安全対策にも有効なことから、幅広く周知していくことで、都内企業における時差出勤の導入をより一層促進されたい。
- また、フレックスタイム制度を導入している都内事業所は2割にとどまることから、導入要件（就業規則への規定、労使協定の締結等）等をより一層周知するなどして、制度導入を促進していくことも重要である。

5. 官公需や民間取引における工期・納期の柔軟な設定

- 中小企業庁は3月3日に、各府省等、都道府県知事、人口10万人以上の市及び特別区の長に対して、官公需の発注に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対して、柔軟な納期・工期の設定・変更・迅速な支払いや適切な予定価格の見直し、官公需相談窓口における相談対応について要請した。
- 深刻な人手不足の中で、本要請は非常に重要であるため、東京都の官公需に関してもその趣旨を徹底されたい。
- また、東京都から都内企業・関連団体への協力要請にも盛り込まれている通り、民間取引においても、柔軟な納期・工期の設定・変更・迅速な支払いや適切な予定価格の見直しを行っていくことが重要であることから、官民を挙げてその趣旨を徹底することで、多くの企業が柔軟に対応していくことが期待される。

6. 小学校等の臨時休業に伴う対応

- 厚生労働省は小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援策として新たな助成金制度を創設する旨を公表した。このため、東京都は中小企業振興公社を含む相談窓口において、新たな助成金制度に加え、雇用調整助成金など国の助成金制度を周知するとともに、利用を希望する中小企業に対して労働局やハローワークを紹介するなど、きめ細かく対応されたい。
- 保育所、放課後児童クラブは政府要請に基づく臨時休業の対象外であり、原則として引き続き開所していくことになっているが、放課後児童クラブに関しては、放課後児童支援員などスタッフの人繰りをはじめ、開所にあたっての支援を講じられたい。

7. 中小企業の新卒採用活動に対する支援

- 2020年度卒業・修了予定者の就職・採用活動に関しては3月1日に会社説明会等の広報活動が解禁されたが、東京しごと財団の主催を含む官民の合同会社説明会や人材確保関連のイベントの中止が相次いでいる。
- したがって、東京しごと財団がWeb上での合同会社説明会や、新型コロナウイルスの影響が収束した後に合同会社説明会を開催するなど、中小企業を対象とした新卒採用支援を強力に展開されたい。

8. 展示会の出展経費の助成など売上回復に向けた支援

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い国内外の展示会が中止・延期になっていることから、「自社製品をPRする場がなくなり、出展料も返金されないので困っている」、「新しい情報や商材が手に入らず、売上に影響が出ることを懸念している」といった「生の声」が多く聞かれている。

- こうした状況を踏まえ、東京都の「販路拡大助成事業」は、現状の直近決算期の売上高減少要件を緩和し、新型コロナウイルス感染症の影響で本年2月以降に売上高が減少した中小企業に対して、国内外の展示会出展経費を年間で複数回かつ全額助成するなど、支援内容の強化・拡充を図りたい。また、2月以降に展示会へ出展した際の出展料も遡及して対象とされたい。

9. 中小企業のBCP策定支援

- 当所が昨年3月に実施した調査では、都内企業のBCP策定率は29.1%にとどまっており、従業員30人～49人の企業では13.9%と企業規模が小さくなるにつれて策定率は低下する傾向にある。
- 新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等の感染症対策に加え、首都直下地震や大規模風水害など今後の発生が想定されている大規模災害への備えを万全にし、たとえ感染拡大や大規模災害が発災したとしても都内経済・社会への被害を最小限に抑えるために、都内中小企業におけるBCP（事業継続計画）の策定をはじめとした取組の推進は、まさに喫緊の課題である。
- こうした状況を踏まえ、当所と東京都、東京都医師会の三者は相互に連携し、都内企業に対して、感染症理解のための従業員研修や感染症BCPの作成、風しん予防対策の推進を支援し、各取組に関する基準を達成した場合には東京都のホームページで紹介する「職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト」を実施している。
- また、東京都はBCP策定支援講座の開催や専門家派遣、BCPを実践するために必要な経費（※）の一部を助成する「BCP実践促進助成金」等の支援策を講じている。これらの支援策は中小企業のBCP策定に有効であり、感染症対策や大規模災害対策の両面で効果があることから、質・量ともに強化・拡充されたい。
- なお、東京都は昨年秋の台風第15号及び第19号に伴う計画運休時の状況を踏まえ、計画運休時の出退勤のあり方について公労使で実務者会議を立ち上げ、当所も参画しているが、こうした取組により官民連携のもとで首都・東京の災害対応力を高めていくことも求められる。

※助成対象事業：自家発電装置・蓄電池等の設置、災害発生時に従業員等の安否確認を行うためのシステムの導入、データ管理用サーバー・データバックアップシステムの導入、飛散防止フィルム・転倒防止装置等の設置、従業員用の備蓄品（水・食料等）・簡易トイレ・毛布・浄水器等の購入、水害対策用物品設備（土嚢、止水板等）の購入・設置、耐震診断など。

10. 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた着実な準備

- 東京都は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う都民の不安解消と都民生活の安全・安心の確保に向けた対策を強化するとともに、経済活動への影響を最小限に抑えるための取組を多岐にわたり推進している。
- こうした状況下ではあるが、都民・国民、更には世界中の人々が心待ちにしている東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた準備は着実に推進していただきたい。また、テレワークや時差出勤をはじめとした働き方改革にもつながる取組は大会の成功はもとより、レガシーとして社会に定着させていくためにも、引き続き官民を挙げて組んでいく必要がある。

- 加えて、風評被害の防止やインバウンド需要の回復、また収束後の更なる誘客促進のため、海外向けプロモーションにも鋭意取り組まれない。
- なお、当所はTDM（交通需要マネジメント）の推進や機運盛り上げをはじめ、大会の成功に向けた活動に組織を挙げて取り組んでいるが、今後も政府や東京都、大会組織委員会と緊密に連携し、時宜に適った取組を全力で推進していく所存である。

以上